

質問回答

ケニア国漁業水産振興アドバイザー業務

(公示日:2019年11月6日/公示番号:19a00631)について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P.13, 5. (1) 2) 「ケニア側の投入の人・予算等が十分でなく、必ずしも専門家と十分な共同作業ができるとは限らない。」	そのような事態となった場合、沿岸漁村などの現場における調査(とくに漁民への聞き取り調査)で C/P 職員が同行できない場合を想定して、通訳の備上経費を計上することが可能か。	通訳の備上経費の計上は不可です。
2	p.13, 5. (1) 3) 「複数の短期専門家を組合せたチーム派遣の形態」	ここで述べられる「複数の短期専門家を組合せたチーム派遣の形態」とは、「業務主任者/調査・計画立案指導」と「パイロット活動指導」という 2人の短期専門家が指示された期間に、どのように貼り付くかということの意味しているのか。それとも、それ以外の短期専門家の張り付けを意図しているのか。	「2人の短期専門家が指示された期間に、どのように貼り付くか」を意味していますが、3人目の短期専門家が必要だと判断される場合には、その計画を提案願います。
3	p.13, 5. (1) 4) 「各専門家の出発・帰国の際には進捗確認打合せを行なう」	「各専門家の出発・帰国の際には進捗確認打合せを行なう」とは、JICA 本部での打合せを想定しているか、それとも JICA ケニア事務所か?	JICA 本部と JICA ケニア事務所の両方を想定しております。
4	p.14, 6. (2) 2) p.14, 6. (4) 2) 「別途派遣予定の個別専門家」	本件とは別枠で貴機構が独自に派遣される個別専門家と考えてよいか。	ご理解のとおり当機構が独自に派遣予定の個別専門家です。
5	p.14, 6. (3) 1) 「活動 2-1~2-3 および活動 3-1~3-3 を実施する。」	第二回派遣において、2つのパイロットサイトでステークホルダー会議による優先課題抽出・パイロット活動計画・パイロット活動選定を終えた場合、	活動 2 は合意形成の過程です。活動 2-1 ステークホルダー会議にて活動 2-2~2-3 を実施することは可能です。そのうえで活動 3-1~3-3 に注力

		その地における活動 2-1~2-3 は不要と考え、活動 3-1~3-3 に注力すると考えていいか。	願います。
6	p.15, 6. 業務用資機材	漁具や水産加工業務に必要な機材について、予算の設定や申請の時期などのアウトラインをお知らせいただきたい。	<p>パイロット活動が決まった時点で、本部および事務所に相談願います。業務用資機材購入のため、調達先情報や見積書の提供をお願いすることになります。</p> <p>業務用資機材は現地調達できるものを想定しています。購入にあたっては、JICA(事務所または当機構が派遣する予定の専門家)が購入手続きを行います。</p> <p>なお、パイロット活動の見通しが立った段階で、迅速な調達の観点から早めに本部担当者に相談願います。</p> <p>また、現段階でパイロット活動を漁業や水産加工業務に絞っているわけではないことから、実際にC/P と現場を見た後で、事務所・本部・派遣予定の専門家と相談し検討・判断願います。</p>
7	P14 「7.報告書等」(3)技術協力成果品等	ア)~エ)の製本方法や部数によっては、印刷費の計上が必要と考えます。今回の見積りに含める必要がございましたら、製本方法や想定部数のご提示をいただけますでしょうか。	<p>ア)~エ)は、外部に印刷を発注するような簡易製本を想定しておらず、ホッチキスで留める程度の印刷・製本を想定しています。製本を不要とする報告書等の位置づけです。よって、特記仕様書で定める「報告書作成費」であっても「その他経費」に計上願います。</p> <p>ア)技術指導マニュアル(英文)は、パイロット活動で技術指導に必要なマニュアル等を想定しています。その都度必要部数を印刷し配布願います。</p> <p>イ)キックオフセミナー実施報告書(英文)及び</p>

			<p>ウ)ラップアップセミナー実施報告書(英文)は、10部印刷しC/P 機関に提出願います。</p> <p>エ)優良事例集(またはハンドブック、ガイドライン等)(英文)については、30部印刷し、C/P 機関に提出願います。</p> <p>加えて、事務所および本部へ上記ア)～エ)を1部ずつ印刷し電子データ(メール送信可)と合わせて提出してください。</p>
8	<p>P14 第3 特記仕様書案 7.報告書等(1) 報告書等</p>	<p>表中の①「業務計画書(共通仕様書の規定に基づく)」の提出時期は「第一回目派遣期間から約1ヵ月後」との記載があります。業務実施契約約款第2条の「受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(…括弧内省略…)以内に、仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出して承諾を得なければならない。」と提出時期が異なりますが、本業務の場合は特記仕様書記載の通りでしょうか。</p>	<p>業務実施契約約款第2条のとおり修正します。業務計画書は本契約締結日から起算して10営業日以内に提出願います。</p>
9	<p>見積について</p>	<p>パイロットプロジェクトに必要な費用は現時点のものを入れ、パイロットプロジェクトの決定後に見直しをすることは可能でしょうか。</p>	<p>プロジェクト開始後にパイロットプロジェクトの内容を決定するので、見直しは想定されません。ただし契約金額を超えることは想定していません。</p>
10	<p>特になし</p>	<p>活動のための車両については、レンタカー(運転手付き)を予算に計上してよいか。</p>	<p>調達ガイドラインに基づき計上願います。</p>

以上